

令和 8 年 8 月 18 日

中央教育審議会 教員養成部会長

秋田 喜代美 様

全国公立短期大学協会

会 長 村井美代子

今後の教職課程や教員免許制度について（要望）

公立短期大学は、身近にあって容易にアクセスできる高等教育機関として地域社会の求める人材を輩出してきました。

卒業生のうち就職を希望する者のほぼ全員が就職を果たしていますが、本協会による令和 7 年度の全国の企業・団体へのアンケート調査（有効回答数 434 社）によれば、就職者のうち約 14%の者が中学校・幼稚園等の正規教員として採用されており、地域における教員養成機関としての役割も担っています。

公立短期大学で教員免許状を取得できる課程を有しているのは 14 大学のうち 8 大学です。これらの大学に志願する学生にとっては、教員免許状が取得できることが大きな魅力となっています。

このような背景から、この度の「今後の教職課程や教員免許制度の在り方について」（二次まとめ）＜6 月 16 日＞について、次のような意見・要望を提出いたしますので、ご検討いただきたくお願い申し上げます。

第 1 「強み専門性に係る内容」の履修について、短期大学の教員養成課程においても認めていただくよう、柔軟な制度を設計していただきたいこと

短期大学は、教養に裏打ちされた専門職業人を養成するために、特色ある専門科目等による教育課程を編成しています。この専門科目等の学修が「強み専門性に係る内容」として認定されるよう、柔軟な制度上の対応が望まれます。

特に、国は「子ども・子育て支援新制度」などの政策の下で、積極的に認定こども園を推進してきていますが、公立短期大学においてはこれに対応するために幼稚園教員免許状と保育士資格を併せて取得できる教育課程を整え、地域のエッセンシャルワーカーの育成を進めてきています。このような状況に鑑み、短期大学においても、保育士資格を「強み専門性に係る内容」として認めていただき、（二次まとめ）に示されている幼稚園免許状（A）を取得できる制度を検討いただくようお願い申し上げます。

なお、幼稚園教員免許状の取得について「教科・教職科目」の履修に加え、保育士資格を「強み専門性に係る内容」として位置付けた場合には、教育課程全体が過密化しますので、保育士資格取得のための学修内容（62 単位～）

も含めて、修得単位数を精選していただき、効果的な学修成果が上がるような制度上のご配慮をお願い申し上げます。

第2 栄養士資格を基礎とする教員養成課程についてご配慮いただきたいこと

栄養教諭免許状については、基礎資格として栄養士免許の資格取得に必要な単位（50 単位～）を修得する必要がありますが、修正案の免許状（B）では、これに加えて教員免許状取得のための「教科・教職科目」の履修単位数が増加（10 単位）しており、これにより教育課程全体が過密化して学修成果の低下を招くことが危惧されます。そこで、学位課程における単位の修得等を考慮した効果的な教育課程の編成ができるよう、制度上のご配慮をお願い申し上げます。

第3 短期大学の「認定専攻科」（学士の学位が取得できる課程）について

1. 短期大学の「認定専攻科」は、現行制度において、小学校教員免許状（一種）及び中学校教員免許状（一種）等の単位が修得できる課程に指定されています。よって、新たな制度においても引き続き小学校及び中学校教員免許状（A）等の単位を修得できる課程としていただきたいこと。
2. 「認定専攻科」は、大学改革支援・学位授与機構において4年制大学と同等の「学位」を取得できる課程として認定されているので、高等学校教員免許状の取得のための学部相当の課程と位置付けていただくよう検討をお願い申し上げます。

地方の「認定専攻科」を有する公立短期大学には、地元の高等学校や志願者から、高等学校教員免許状の取得ができるよう求める声があります。（例：大分県立芸術文化短期大学）

第4 新たな教員免許状（B）の採用後の扱いについて

短期大学の教職課程では、短期ながら密度の高い充実した学びを経て二種免許状を取得し教壇に立つ人材を輩出しており、教育現場では、地域社会で育つ子どもたちへの指導等を支えてまいりました。

特に地域社会においては、深刻化する教員不足の解消に向けて、短期大学の教職課程の機能・役割の維持は今後とも重要であると考えます。

こうしたことから、現在検討されている免許状（B）においても、採用後の生徒への指導等について、これまでの二種免許状と同様の取り扱いとなるよう制度上のご配慮をお願い申し上げます。